

議案第五十三号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和六十一年四月二十八日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年四月廿八日 原案承認

三朝町議会議長名越典由



専決第二号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町国民健康保険税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和六十一年三月三十一日

三朝町長 安田真一郎

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険税条例（昭和四十五年三朝町条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中「三十五万円」を「三十七万円」に改める。

第十条中「三十五万円」を「三十七万円」に改め、同条第二号中「十九万五千元」を「二十万円」に改める。

附則第七項の次に次の一項を加える。

（国民健康保険税の減額の特例）

昭和六十一年度分の国民健康保険税に限り、第十条の規定の適用については、同条中「法第三百十四条の二第二項に規定する金額」とあるのは、「二十七万円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の三朝町国民健康保険税条例の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。